



# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

2026.3.12 発行  
Vol. 40

## 本号掲載内容

1. 成年後見制度の改正に向けた要綱案が承認・答申されました
2. 市町村や中核機関と専門職の連携について



## 成年後見制度の改正に向けた要綱案が承認・答申されました

令和6年4月以降、法制審議会（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けて33回の審議やパブリックコメントを経て、令和7年1月27日に要綱案が取りまとめられました。その後令和8年2月12日の法務省の法制審議会第204回会議において、民法改正の要綱案が原案通り全会一致で採択され、直ちに法務大臣に答申されました。

今後、法律案として国会に提出され、民法の改正に伴って、成年後見制度が変わる予定となっております。概要は以下の資料や、要綱案をご確認ください。

○法制審議会第204回会議（以下に要綱案も掲載されています）

[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044\\_00013.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00013.html)

法定後見制度の見直しの概要							令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度						
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている						
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人		
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止	
対象者の能力	不十分			欠く常況			
制度	補助			選択可			
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則				
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し				
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判				
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人				
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権				
			+ 意思表示の受領・保存行為				

出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第33回会議資料（令和8年1月27日開催）  
「法定後見制度見直しの案の概要」

[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00326.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00326.html)





## 2 市町村や中核機関と専門職の連携について

地域連携ネットワークの構築や、ケース対応、受任調整会議、後見人支援など、専門職との連携は欠かせないものとなります。一方で、専門職にどんなことをお願いできるのか、どのように関わってもらえるのかよくわからない、声をかけるにもハードルが高い、という声もあります。

本記事では、弁護士、司法書士、社会福祉士の各団体から派遣されたK-ねっとアドバイザーのみなさまより、市町村や中核機関との連携について寄稿いただきました。



### 弁護士との連携

弁護士は、法律家として、法的課題の発見・処理能力、あるいは紛争の調整能力に長じていると思います。後見業務においても、通常案件だけでなく、法的課題がある案件、財産関係が複雑な案件、紛争案件、虐待案件等幅広い案件を担当しています。

弁護士は、その特長、後見人としての経験等を生かして、中核機関の立ち上げや運営にも協力しており、準備会、協議会、受任者調整会議等への参加、専門相談員や研修講師等の担当もしています。市民後見人については、養成研修のみならず選任後のOJTに関わる事例も増えています。都道府県の体制整備アドバイザーや権利擁護支援アドバイザーとして関わることもあります。弁護士から、運用上のコンプライアンス面での助言を得られることもあるでしょう。

市町村や中核機関が弁護士に繋がるルートとしては、主に弁護士会経由と一本釣り（もともと知り合い）があります。権利擁護支援は、専門職と協働せずに行うことはできません。弁護士に繋がっていない中核機関のために都道府県にも間に入って頂きたいところですが、直接市町村や中核機関が弁護士会（全国どの弁護士会にも高齢者障害者関係の委員会があります）に人選を依頼することもできます。いろいろ相談ができる顔の見える関係を作れるとよいです。近時、遠隔地をはじめ、オンラインでの会議参加も増えています。持続可能な枠組みにするには、一定の費用面での手当ても含め、お互いに

やりやすい環境を構築することが重要だと思います。

- ① 全国の弁護士会・弁護士会連合会（日本弁護士連合会HP）

[https://www.nichibenren.or.jp/jfba\\_info/bar\\_association/whole\\_country.html](https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/bar_association/whole_country.html)

### 司法書士（成年後見センター・リーガルサポート）との連携

成年後見センター・リーガルサポートは、司法書士から構成される後見制度に特化した任意団体です。会員数は約8,900名で、会員全体で約6万件の後見等事件を受任しています。これは、全国の後見等事件の約4分の1を占めており、後見制度を担っている主な団体の一つといえます。なお、職種性により、複雑な法的・事務的手続きである不動産の売却・管理、相続手続等が想定される案件の依頼が多くなっています。

当法人における市区町村や中核機関への関わりの現状としては、中核機関の運営・相談体制への参画や、市民後見人の養成・育成や支援への関与、地域連携ネットワークの構築支援等があげられます。多くの自治体で、中核機関等の運営に当法人の会員が深く関わっており、中核機関が対応する困難事例に対し、法律や福祉の視点から専門的な助言を行っています。このように、近年、市区町村や中核機関の運営を支えるパートナーとしての役割が急速に拡大しているといえます。

最後に、3つのメッセージをお伝えしたいと



思います。1つ目は、専門職を「相談相手」として積極的に巻き込んでください。困難事例を抱え込む必要はありません。中核機関が機能するための要は、様々な合議体に専門職の知見を導入することです。2つ目は、「顔の見える関係」を構築することです。迅速な支援を生みます。いざという時に頼れるのは、地元の専門職団体の担当者です。当法人には全国に支部がありますので、気軽にお声かけください。最後の3つ目は、是非とも専門職を「活用」してください。我々専門職は、単なる「外部の受任候補者」ではなく、「地域連携ネットワーク」を共に構築する不可欠なパートナーといえます。

専門職は単に後見人として活動するだけでなく、地域の運営を支える「多層的なアドバイザー」としての役割が強まっています。専門職との効果的な連携は、業務の質を左右する鍵となるはずで

- ✓ 全国のリーガルサポート支部（成年後見センター・リーガルサポートHP）

[https://legal-support.or.jp/general/search/#branch\\_637](https://legal-support.or.jp/general/search/#branch_637)

きています。そのため、中核機関で実施される受任調整の会議や、事例の支援を検討する会議に外部の社会福祉士を呼ばない地域もあります。

しかし、組織に所属してその役割を担う立場と、組織外の社会福祉士として関わる立場の違いがあり、社会福祉士会では、組織外の立場でこれらの会議に関わっていくことが、中核機関に求められている役割や機能を遂行するうえでこれからますます重要であると考えています。社会福祉士の強みとして、福祉的知見や情報の提供だけではなく、地域のあらゆる社会資源をつなげていくコーディネーターとして、また地域のさまざまな領域の方々々が創造的に地域づくりに関わるができるようなファシリテーターの役割を担う専門性があります。そのためには、社会福祉士自身が、自らの立ち位置を認識し、地域に求められる役割・機能について研鑽を深め、日々、実践現場で地域の関係者や市民の皆様と取り組みを進めていくことが大事です。

中核機関の役割や機能の推進のために、社会福祉士は組織の中だけではなく、外部の人としても重要な存在であることを、ぜひご理解ください。そして、私たち社会福祉士・社会福祉士会は、そういった地域からのニーズに応えられる専門職を育成していく取り組みを進めていきます。

- ✓ 全国の社会福祉士会一覧（日本社会福祉士会HP）

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/zenkokukai/index.html>

## 社会福祉士との連携

社会福祉士は、地域の相談窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、そして、中核機関（の機能）を担う社会福祉協議会や団体に関わっています。そして、行政の窓口にも社会福祉士が配置される地域が増えて



専門職団体の皆様ありがとうございました。  
中核機関や自治体のみならず、ぜひ専門職団体へお声がけいただき、地域連携ネットワークづくりや個別ケースの対応を一緒に進めていただければと思います。

権利擁護支援体制全国ネット

**Kねっと事務局**

（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）



**03-3580-1755**

受付時間：月曜～金曜 9:30-17:30



**k-net@shakyo.or.jp**

🔍 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進



厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています。

●成年後見制度利用促進会議・専門家会議 ●基本計画・施策の実施状況等 ●資料・各種手引き等 ●成年後見制度利用促進ニュースレター ●自治体事例紹介 ●意思決定支援に関するガイドライン等 ●通知・事務連絡等(令和3年3月以降)